

一般社団法人日本歯科専門医機構
令和6年度第7回理事会（定例） 議事録

1 開催日時 令和6年12月12日（木）15時00分～16時40分

2 開催場所 日本歯科専門医機構 事務所（ハイブリッド形式）

3 出席者（敬称略）

(1) 理事数（定足数）ならびに出席理事数とその氏名（敬称略、順不同）

理事現在数 15名（定足数8名）

出席理事数 14名

出席者	会場参加	今井 裕、砂田勝久、秋山仁志、宮脇卓也、古郷幹彦 木本茂成、金田 隆、沼部幸博、窪木拓男、宮脇正和
	WEB参加	藤田一雄、鳥山佳則、村上伸也、松村英雄
欠席者		豊田郁子

(2) 監事現在数ならびに出席監事数

監事現在数 2名

出席監事数 2名

出席者	会場参加	横山敏秀
	WEB参加	永井裕之

(3) オブザーバー

会場参加	丸山高人 顧問弁護士
WEB参加	厚生労働省医政局歯科保健課 中園健一課長補佐 宮崎 隆 専門医申請学会評価認定委員会委員長 藤井一維 専門医制度整備委員会委員長 尾崎哲則 共通研修企画実施委員会委員長 飯田征二 IT広報委員会委員長

議長は、定款31条第1項により理事長が務める旨報告され、定足数の充足を確認し本理事会の成立を宣した。開会に先立ち、本日の理事会には、丸山高人顧問弁護士、厚生労働省医政局歯科保健課から中園課長補佐、宮崎隆専門医申請学会評価認定委員会委員長、藤井一維専門医制度整備委員会委員長、尾崎哲則共通研修企画実施委員会委員長、飯田征二IT広報委員会委員長がオブザーバーで出席する旨が報告された。

4 開会の辞

藤田副理事長が開会を宣し開会した。

5 挨拶

今井理事長より、理事会を始めるにあたり挨拶があった。

次に、厚生労働省医政局歯科保健課、中園課長補佐より挨拶があった。

6 令和6年度第6回理事会議事録（案）の確認

秋山理事より、令和6年度第6回理事会議事録（案）について説明があり、基本的に了解が得られた。なお、意見、修正等がある場合には1週間以内に事務局に連絡するよう依頼された。

7 報告

(1) 庶務報告

秋山理事より、令和6年9月13日以降に開催した会議等について報告があった。

(2) 会計報告

秋山理事より、令和6年4月1日から令和6年11月30日までの一般会計及び特別会計の会計収支計算書について報告があった。

(3) 委員会報告

① 金田理事より、共通研修企画実施委員会における本年度機構が主催する共通研修の開催内容等について報告があった。本年度は5つの研修区分全てを実施することとし、講師についても確定したことが報告された。また、共通研修要項にある「共通研修区分の①医療倫理、②患者・医療者関係の構築、⑤医療関連法規、医療経済の各々1単位は本機構が主催する共通研修を受講することが望ましい。」という取扱いについて「受講する。」に変更することが提案され、各委員から了承されたことが報告された。

② 沼部理事より、共通研修評価認定委員会における各学会からの申請状況ならびに認定状況について報告された。

③ 木本理事より、学会専門医小委員会において、諮問に対する本委員会からの報告書（案）、補足説明に対する各委員からの意見ならびにアンケート（案）について報告のうえ各委員から了承されたことが報告された。

④ 窪木理事より、専門医制度整備委員会において、諮問に基づき学会専門医小委員会で協議を実施した補足説明について承認したことが報告された。また、補足説明に対するアンケートについては一部修正のうえ実施することが報告された。

藤井委員長より、各学会のコンセンサスが完全ではないと思われることから、今後、十分

な説明をもって理解していただくことが必要であり、アンケートにおいてそういった点も含めて実施していきたいとの報告がされた。

- ⑤ 宮脇卓也理事より、IT広報委員会において、機構ホームページの改修については各委員に改修版ホームページを操作いただいたうえで修正点等の報告をいただくこととしたこと。また、学会紹介案内文については更なる歯科の専門性についての周知を図るため、より詳細な案内文を各学会に依頼することが報告された。

(4) 新たな専門領域に関する協議の進捗状況

秋山理事より、インプラント歯科専門医（仮称）については、日本口腔インプラント学会から理事会において週3日以上研修について了承を得た旨の連絡があったことが報告された。

総合歯科専門医（仮称）については、週3日以上研修を行うことが要件となることが確認されたこと。また、提出症例数や移行期における不足分の研修内容について検討を行うことが報告された。なお、歯科保存専門医ならびに矯正歯科専門医については、9月13日付で医療広告ガイドラインが改正され広告可能となったことが報告された。

(5) 医療広告ガイドラインの一部改正について

秋山理事より、令和6年9月13日付け厚生労働省医政局長通知にて医療広告ガイドラインが改正され、歯科保存ならびに矯正歯科が広告可能となったことが報告された。

(6) 厚生労働省医政局歯科保健課の来所

秋山理事より、10月7日に厚生労働省医政局歯科保健課小嶺課長他が機構事務所に来所され、卒後研修から生涯研修に移行していくうえでの今後の対応について意見交換を開催した旨の報告があった。

(7) 令和6年度制度審査ならびに運用審査

秋山理事より、令和6年度制度審査ならびに運用審査については3グループに分けて審査を実施する予定である旨の報告があった。また、宮崎専門医申請学会評価認定委員会委員長からは、今年度は既存5学会の制度更新の審査があるため、当該委員会の委員を大幅に増員し、3つのグループに分けて作業を進めていく予定であることが補足説明された。

(8) 令和6年度日本歯科専門医機構主催共通研修

秋山理事より、令和6年度日本歯科専門医機構主催共通研修の開催内容について報告があった。

(9) 広報活動について

秋山理事より、漫画の副題について報告がされた。また、各学会からのご意見をいただいたうえで、漫画家の先生、制作会社等と打合せを行い、当該ネーム（設計図）にて進めていくことが報告された。

今井理事長より当該ネーム（設計図）にて進めていくが、理事の先生方で修正が必要な箇所があれば事務局あて連絡をいただきたい旨の報告がされた。

おって、内容等に関しては執行部一任とすることが了承された。

(10) 認定証について

今井理事長より、認定証の印刷、発送に関し本年10月に退職した事務局職員による事務処理に誤りがあったことから、改めて確認のうえ印刷、発送作業を進めていきたい旨の報告があった。

(11) ワークショップ報告書の誤りについて

秋山理事より、ワークショップ報告書の原稿に一部誤りがあり、修正対応したことについて報告があった。

(12) インプラント歯科専門医（仮称）について

今井理事長より、インプラント歯科専門医（仮称）の協議状況について報告があった。

日本口腔インプラント学会からは再三に亘り研修機関における常勤3.5日以上 の取扱いについて異議が申し出され、その都度、当該取扱い は既に決定した事項であり、この取扱いの中で対応できるかの協議の場であることを回答してきたが、このたび、当該学会から理事会で承認された旨の報告があったこと。一方で日本顎顔面インプラント学会においては、専門医制度の協議中にも関わらず週刊誌等への情報提供による記事の掲載について機構としては誠に遺憾であることから、これらを踏まえ、両学会と機構による打合せ会を実施し、両学会の問題については相互に反省のうえ、相互信頼を取り戻し機構の定めに則りインプラント歯科専門医（仮称）制度の協議を再開する旨の協議書を締結したことが報告された。

(13) 専門医の更新に係る問合せについて

秋山理事より、専門医の更新に係る学会からの照会に対する取扱いについて報告がされた。

学会からの共通研修の単位が1単位足らず保留とした場合の次年度以降の更新方法の照会に対し、次年度に不足している1単位を補完のうえ更新申請することとし、新たな専門医認定期間は4年とする取扱いとした。なお、今後、同様なケースについてはこれに準ずる取扱いとすることが周知された。

(14) 著作権について

秋山理事より、他の団体において講演会の資料が著作権に抵触した事象があったことから、資料の取扱いには十分留意するよう報告があった。

また、横山監事から、著作権の侵害に関しては、刑事罰の可能性もあり多額の賠償金を請求される可能性があること、また、インターネット上のフリー素材についてもエビデンスをとったうえで使用していただきたい旨の報告がされた。

(15) その他

村上理事より、厚生労働省が主催する「歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググル

ープ」の検討状況について報告がなされた。

歯科医師臨床研修から歯科専門医取得へのシームレスな体制整備を進める観点から、臨床研修施設が歯科専門医の専門研修施設でもある場合には、歯科医師臨床研修の中で専門医制度の位置づけを明確にして、研修プログラム等に専門研修医の内容や、専門取得のための指導体制等について記載することを認めてはどうかということで議論が現在進められている旨の報告がされた。

宮脇（正）理事より、臨床研修の後に専門医制度とシームレスにリンクすることが、どの程度の歯科医師に反映される見通しかについて質問がされた。

村上理事より、臨床研修施設が歯科専門医の専門研修施設でもある場合、その場合に限って、その研修の内容が専門医のリクワイアメントの一部として認められるような形にしてシームレスに移行できるようにしてはどうかというアイデアになるが、その研修施設がそもそも専門研修施設とオーバーラップしていない場合には、これには該当しないということになり、まず間違いなく100%該当するという事案ではなく、現時点では限られた割合の歯科研修医の方に対象がなるのかとの回答がされた。

今井理事長より、医科のほうでは整備指針に内容が組み込まれているので、歯科においても、執行部でももう少し細かく練って整備指針等を考えていかなければいけない旨の説明がされた。藤井専門医制度整備委員会委員長から、現状の今の専門医制度から勘案すると事実上大学に残らないと専門医が取れないことから、今現在で約1,500人から2,000人の歯科医師が国家試験を通過して臨床研修を始めるが約15%から20%しか大学には残らない。このことから、歯科の現状だけ考えると、今後、専門医が全体として出てくるのは、その学年ごとで言えば10%を切るのではないかと説明がされた。

今井理事長から、どうして大学に残らないか、あるいは専門医を取る方向に行かないのかということについては、厚生労働省とも十分に検討していることが説明された。

宮脇（正）理事から、医科は臨床研修について大学病院だけではなくて、大規模病院がかなり担っているわけで、歯科においても大学病院以外のところで研修ができる場所を広げて若い先生方の受皿を増やしてほしい旨のご意見があった。

今井理事長より、地域格差をなくすためには、病院歯科の整備が重要ということで、やはり厚生労働省とも検討している旨の説明がされた。

次に、今井理事長から前理事の丸川珠代先生に相談役の就任を依頼しているが、現時点で承諾の返事がいただけていない旨の報告がされた。

8 審議事項

(1) 第1号議案 専門医の認定・更新に係る補足説明（案）について

今井理事長より、「歯科専門医機構が認定する専門医の制度設計の基本方針」ならびに「歯科専門医制度基本整備指針」の見直しに関する、「専門医の認定・更新に係る補足説明（案）」について説明がなされた。

現在の整備指針が現状と合わなくなっていること。また、研修体系の仕組みとして常勤の考え方が妥当かといった点等について諮問し、担当委員会から整備指針における歯科専門医の認定更新に関する補足説明を作成し各団体の役割を明確にしたうえで申請更新に係る手続きを明示することが妥当との報告書が出されたことが説明された。また、研修体系の在り方については、質の担保の観点から現在のところは週3日以上研修が必要であり、一方で歯科専門医の質を担保するには一定の研修を履修することが必要で3日の研修では十分とは言えないという危惧する意見もあったことが報告書で付記されたことが併せて説明された。なお、補足説明の中にある特定の理由のある場合の措置については、現在、担当の委員会の方で検討中であることが報告された。

藤井専門医制度整備委員会委員長から、週3日の研修については必要だということで、今後、この部分については引き続き、検討していきたい旨の発言がされた。

これを受けて審議のうえ承認された。

(2) 第2号議案 歯科専門医「共通研修」要綱の見直し

今井理事長より、歯科専門医共通研修要綱の見直しについて説明がなされた。

5つの研修区分のうち、「①医療倫理」、「②患者・医療者関係の構築」ならびに「⑤医療関連法規、医療経済」の3つの共通研修区分については、「各々1単位ずつは本機構が主催する共通研修を受講することが望ましい」とされているが「受講すること。」に変更したい旨の説明がされた。

また、尾崎共通研修企画実施委員会委員長から、学会が主催している共通研修の内容からみて、機構が求めているものとは若干ずれているものもあり、機構が主催する研修を各々1単位ずつ受講いただきたいとの説明がされた。

古郷理事から、機構が求めている内容が各学会は把握していないことから、共通研修を開催するにあたり、留意点等を情報提供いただきたいとのご意見があった。

これに対しては、当該委員会にて検討していきたい旨の回答がされた。

これを受けて審議のうえ承認された。

(3) 第3号議案 令和6年度臨時社員総会の招集

今井理事長より、令和6年度臨時社員総会の招集について説明がなされた。

これに対し、特に意見はなく、審議のうえ承認された。

9 協議事項

(1) 機構事務所の賃貸契約について

秋山理事より、現事務所の隣接事務所が空き室となったので新たに賃貸契約を行うことについて報告がされた。

藤井専門医制度整備委員会委員長より、機構が徴収する費用等については、関係団体等に対し事前に説明が必要ではないかとの意見が出された。それに対し今井理事長より事前に案内することは既に行っているが更に努力する旨の発言と、理事の先生方も各学会で周知していただきたい旨の回答があった。

(2) 新聞報道に対する対応について

今井理事長より、日本歯科新聞における報道に対し本機構への取材もなく一方的な報道に対して機構として訂正を求めているとの説明がされた。

藤井専門医制度整備委員会委員長より、新聞社側との話を勧める旨の意見が出された。また、宮脇正和理事より、信頼性を高めるために協力をお願いしながら記事の訂正を依頼することについて提案があった。これに対し、今井理事長より慎重に対応していきたいとの回答があった。

(3) 基金等の取扱いについて

秋山理事より、機構の会計における基金等の取扱いについて説明があった。

横山監事より、事業継続のため、不測の事態時に2年間分くらいの活動資金を確保する必要があることが説明された。

今井理事長より、監事の先生方ならびに公認会計士の先生からのご意見を参考に、執行部にて規程等を作成することが報告された。

(4) 専門医に関する英語表記について

秋山理事より、医科の専門医機構を参考に歯科の専門医に関する英語表記について報告があった。

10 その他

(1) 次回理事会日程

次回以降の理事会開催日について提案があり、令和7年3月7日午後2時から理事会の開催、理事会終了後に臨時社員総会が開催される旨の報告があった。

(2) 沼部理事より、審議事項にあった機構主催の共通研修受講に関して、各学会に対し丁寧な説明が必要ではないかとの意見が出された。

今井理事長より実行するにあたり丁寧な説明と周知期間ならびに実行期間を設けて進めていく予定である旨の回答があった。

村上理事より、各学会が工夫されている中で、混乱が生じないように、移行期間を設定するな

ど丁寧な説明をしていく予定である旨の回答がされた。

11 閉会の辞

鳥山副理事長から、議題の審議等が終了した旨が宣され、閉会した。

この議事録が正確であることを証するため、定款第33条に基づき代表理事及び監事は記名押印する。

令和 年 月 日

議長・議事録作成者

理事長 今井 裕 印

監事 横山 敏秀 印

監事 永井 裕之 印